

# 原発被害者・被ばく労働者の諸要求を 後押しする中で

海菜 ひろ

## ◎「私たちの人権が奪われていく……」

昨年12月22日、東京都内の会場で、福島原発告訴団・関東事務局の報告集会が開催された。そのとき告訴団の共同代表の一人である武藤類子さんは、次のように話していた。

「この取り組みを始めて以降も福島の状態はますますひどくなってきているんです。十分な賠償。避難区域はほとんど解除されていく。子どもの健康診断では甲状腺異常が出ています。でも診断の詳しい結果は情報開示請求をしなければ手に入りません。……私たちの思いとは逆行していく状況があります。国家は生殺与奪の力を持っている。そういう状況のなかで私たちの人権が奪われていく、そのように感じています。……」

原発事故から約2年、私は東京で脱原発の運動に取り組んで、官邸前や国会前、東電前などさまざまな場所ですら脱原発を訴えてきた。そしてそのたびごとに、福島や避難先から東京へ駆けつけてくれた人たちの話を聞き、首都圏で暮らしてきた私たちがいまでできること、

やるべきことは何だろうかと自問してきた。私たちには事故被害者の苦しみをそのまま引き受けることはできないが、それらを解決していく仕組みを考えることは、そのまま私たちの課題であり、日本社会全体の課題だと思うからだ。けれども、冒頭のような話を聞くにつけ、私たちは自分たちの取り組みに欠けていたものについて考えざるをえない。どうすれば政府、電力会社、原子力ムラに、原発事故被害の責任をきっちり取らせることができるのか。私たちが担うことのできる支援とは何なのだろうか。

## ◎「福島原発事故緊急会議」の取り組み

私がかかわっている「福島原発事故緊急会議」は、2011年3月の震災直後、これまでさまざまな領域で社会運動にかかわってきた人たちに、その領域の垣根を越えて、いまできることを議論し、行動し、社会に働きかけていこうと呼びかけてスタートした。3月31日に第1回集合が開催され、以降月2回程度の議論の場を持ちながら、いくつものプロジェクトチームも立ち上げて、政府への事故対策の不備の追及や、電力総連への働きかけ、

被ばく労働問題、再稼働反対などを柱として、ウェブサイトによる発信とともに、脱原発社会へ向けた活動を続けてきた。

院内集会プロジェクトは、事故翌月の4月27日に院内集会「福島原発事故に関する公開質疑」事態の見通しと対応策」、6月13日には第2回「福島原発事故に関する公開質疑」のちを守る避難対策を」を開催し、当時政府発表も新聞報道も信頼できない状況のなかで、原発による被害をいかに小さくするかを目的として、省庁関係者に具体的な質問をぶつけた。

被ばく労働プロジェクトは、原発労働に従事する彼らの命の問題に向き合わずして廃炉はありえないとし、学習会などを開催する一方で、『被ばく労働事故防衛マニュアル』を作成し、被ばく労働者たちの手に届ける取り組みを展開した。その後、労働組合にかかわる人や医師、弁護士などと共に彼らを支援する体制を作り、現在は「被ばく労働を考えるネットワーク」という形で、原発労働者の問題に向き合い続けている。

再稼働反対の運動は、原発を止めるための最重要課題と位置づけて取り組んだ。東京に拠点を置くいくつかのグループとともに「再稼働反対！全国アクション」を立ち上げて、2011年9月11日に「経産省を人間の鎖で囲もう！1万人アクション」をおこなった。翌年3月11日には反原発首都圏

連合とともに「3・11原発ゼロへ！国会囲もうヒューマンチェーン」を呼びかけ、その後も原子力規制委員会前の抗議行動などにかかわり続けている。「再稼働反対！全国アクション」は現在さらに、「経産省テント前ひろば」や「たんぼぼ舎」など4団体と「再稼働阻止全国ネットワーク」を立ち上げて、原発立地それぞれの再稼働問題を全国的な問題として闘っていくための、有機的なつながりを作り出している。

### ◎「生きる権利プロジェクト」始動！

これらの取り組みを経て、あるいは今も継続しながら、緊急会議は昨年末、新たに「生きる権利プロジェクト」を立ち上げた。きっかけは、冒頭に書いた思いである。結成趣旨文にはこう書かれている。

「3・11原発事故から2年近くたった今も、原発事故の被害者の『生きる権利』は侵害され続けています。事故そのものがもたらした健康被害・生活や産業や地域コミュニティなどの被害のみならず、事故以降『被害隠し』や『偽りの復興政策』などによって、被害者が『まっとうに生きる権利』は大きく侵害され続けています。」

私たちは、このプロジェクトを始動することで、あらためて原発被害の当事者、被ばく労働の当事者たちが何を奪われ、そして何を求めているのかを具体的に知り、彼らの要求を実現するための後押しをしたい、と考えて

いる。

具体的にはまず、「原発事故子ども・被災者支援法」に関して、この法律を十分に被害者の人たちにとって生きた内容にしていくなために、すでに動き始めている「市民会議」と合流し、支援することから始めたい。

「原発事故子ども・被災者支援法」は2012年6月、超党派の国会議員による議員立法として成立した。けれども、具体的な支援策は「基本方針」で定められることになっており、この法律が、実際に避難する人たちの権利を保障し、あるいは被ばく低減に役立つものとなるかは、いまだに不透明だ。昨年11月には「『原発事故子ども・被災者支援法』を活かして！市民からの提案」院内集会が開催されたが、被害者からの具体的要望に対する関係省庁の回答はまったく不十分なものだったという。国会議員有志による「子ども・被災者支援議員連盟」は、衆議院解散により、予定されていた設立総会が流れてしまった。いま、当事者や支援者たちがあらためて議員事務所へ政策の充実を働きかけようとしている段階である。

「生きる権利プロジェクト」ではこの法案の実態を多くの人たちと共有し、被害者たちの要求を後押しすることを目指して、いくつかの企画を準備している。まず、2月23日に東京・文京区民センターでシンポジウム「原発事故被害者の政策要求を後押ししよう！2・23市民集会」を開催する予定だ。基調講

演は、「原発事故子ども、被災者支援法・市民の会」と「被ばく労働を考えるネットワーク」の方にお願ひしたいと考えている。いわき市からは佐藤和良さん、高橋幸子さんに参加の承諾をいただいております。原発事故現地からの具体的な希望、要求を伺う予定にしています。また、この集会の前段として、2月初旬には「子ども・被災者支援法」の学習会も予定している。

これらの取り組みにつなげる形で、3月には国会前での行動を計画している。3・11前後には、全国各地で、さまざまな脱原発の行動が取り組まれるだろう。緊急会議としては、11日には他団体との共催で東京電力前での抗議行動、12日には「原発事故被害者の切実な政策要求を後押ししよう！国会前アクション」（仮）を呼びかけて、政府に対して、被害者の切実な政策要求の実現を迫りたいと考えている。

誰かが犠牲になることでしか成り立たない社会はもうごめんだ。ぜひとも多くの方たちのご参加を!!

(かいどう・ひろ／福島原発事故緊急会議)